

## 宇部市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業における骨髄・末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄等の提供」という。）を行う者に対し、宇部市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供及びドナー登録の推進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になり、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 骨髄等を提供した日において、市内に住所を有する者又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日において、市内に住所を有する者
- (3) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者

### (助成の対象となるもの)

第3条 助成の対象となるものは、次に掲げる骨髄等の提供のための通院又は入院とする。ただし骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。

- (1) 確認検査、最終同意及び健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血又はG-CSF注射に係る通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) その他骨髄等の提供に関しバンクが必要と認める通院及び入院

### (助成内容)

第4条 助成金の額は前条に掲げる骨髄等の提供のための通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇部市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、バンクが発行する証明書及び前条に掲げる経費の支出に係る領収書（利用日を明記したもの）を添付し、骨髄等の提供が完了した日から1年以内に、又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

### (助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、申請者に対し、宇部市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）

により審査結果を通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者は、宇部市骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は前条の規定により適正な請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。